

◇ 自宅から質問・相談が便利！！

国税に関するご質問やご相談は、次の3つの方法により解決できます！

➤ チャットボット(ふたば)

人工知能(AI)が
24時間いつでも対応いたします！



税務職員ふたば



チャットボット

➤ タックスアンサー(よくあるご質問)

よくある税の質問に対する回答をインターネットで
24時間いつでも簡単に調べることができます！



タックスアンサー

➤ 電話相談センター

職員が電話でご質問にお答えします！

- ① 湯浅税務署 0737-63-5351 へ電話 (8:30~17:00、土日祝を除きます。)
- ② 自動音声案内に従い「1」を選択
※ インボイスのご相談は「3」を選択



電話相談のご案内

(解決しなかった場合は・・・)

来署によるご質問・ご相談となりますが、「事前予約制」ですので必ず事前に電話予約してください。

- ※ 予約方法：①湯浅税務署 0737-63-5351 へ電話 ⇒ ②自動音声案内に従い「2」を選択
⇒ ③電話交換手に「事前予約」の旨を伝える(担当に代わります) ⇒ ④担当者へ来署日時を予約
ご予約されずに来署されると対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◇ 自宅から納付が便利！！

💡 キャッシュレス納付の
3つのメリット！

- ☑ 自宅やオフィスから納付可能！
 - ☑ スマホやPCで簡単手続き！
 - ☑ 現金管理の効率化！
- 詳しくは、サイトへアクセス！



選べる納付手段

NEW!!

スマホアプリ 納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付委託者に納付を委託する方法です。

利用可能なスマホアプリ決済



ダイレクト 納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な操作で口座引落により納付する方法です。

インターネット バンキング等

インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付委託者に納付を委託する方法です。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

◇ 自宅から納税証明書の請求が便利！！

➤ 電子納税証明書

お手持ちのスマホ(右の二次元コードから)やパソコン(「国税庁 電子納税証明書」で検索)を使って請求から受取まで行うことができます。受け取った証明書データ(PDF ファイル)は、そのまま電子証明書として使用でき、また、自宅やコンビニで印刷して書面の証明書としても使用できます。

👉 電子納税証明書のメリット！

- 1 税務署窓口に行かずに、請求から受取までの手続きができます！
- 2 手数料がオトク！(1税目1年度あたり 370 円)
- 3 有効期限内(90 日間)なら、データを電子納税証明書として何度でも使用できます！
- 4 有効期限内(90 日間)なら、データを印刷し、書面の納税証明書として何枚でも使用できます！



電子納税証明書

➤ オンライン請求

お手持ちのスマホ(右の二次元コードから)やパソコン(「国税庁 納税証明書」で検索)から、事前に請求を行い、郵送又は税務署で書面の納税証明書をスムーズに受け取ることができます。



オンライン請求

(お問合せ先：湯浅税務署)

注目!

いつでもどこでも 音声と文字で 市防災行政無線放送を配信



■ 11月からスマートフォン用アプリ「有田市防災行政ナビ」の運用を開始します。

このアプリでは、市から防災行政無線放送で発信した情報を**音声と文字**でいつでもどこでも確認できます。

よく聞き取れなかった場合でも、市外に外出していても、アプリで防災行政無線放送された内容が確認できますので、特に耳の不自由な方は、是非ご利用ください。

※ご利用の環境や機器によって、一部または全部の機能をご利用いただけない場合があります。

※アプリメニュー内の行政情報欄およびイベント情報欄については、現在準備中です。

■ アプリを利用するには

右のQRコードを読み取って、アプリをダウンロードしてください。

QRコードが読み取れない場合は、AppStore または GooglePlay ストアで「ライフビジョン」をキーワード検索し、ダウンロードしてください。

ダウンロードした後は、アプリを開始し裏面の手順のとおり初期設定をしてください。



iPhone用



Android用



※アプリの利用料は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

■ スマホをお持ちでない方は、電話音声案内でも放送内容を確認できます。

電話番号 0737-82-6301 (放送後 24 時間対応できます。)

お問合せ先：有田市役所防災安全課 ☎0737-22-3721

▼「有田市防災・行政ナビ」アプリの初期設定手順

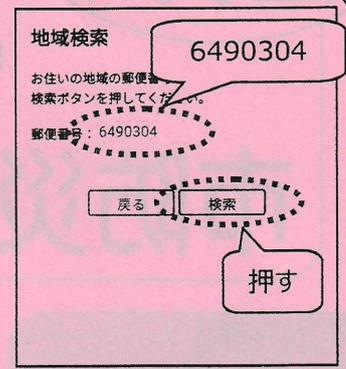
1

「地域を選択して
ログイン」を
選択して
ください



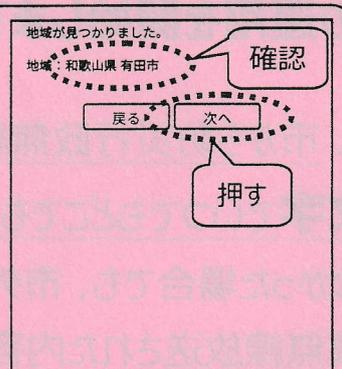
2

郵便番号欄に
「6490304」と
記入し検索して
ください



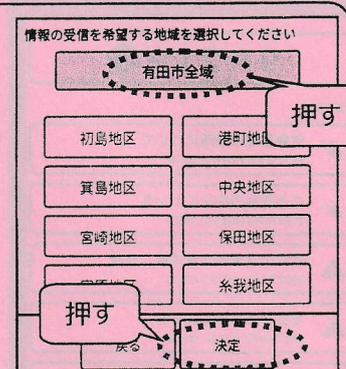
3

地域名に
「和歌山県有田市」
と表示された
ことを確認し
次に進んで
ください



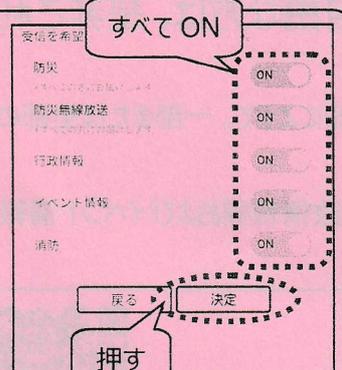
4

希望する地区を
選択し、決定して
ください
※「有田市全域」で
良いと思います



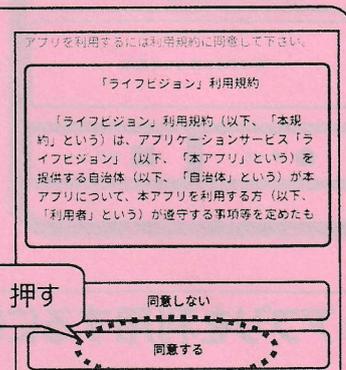
5

希望する情報
種別を選択して
ください
※すべて選択で
良いと思います



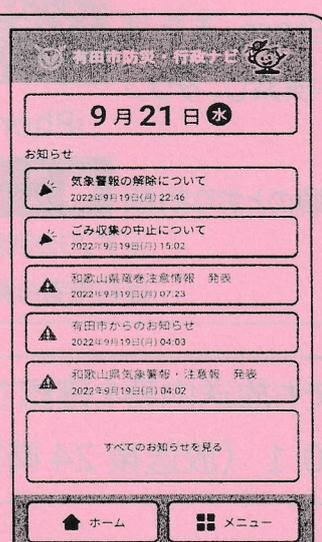
6

アプリ利用規約に
同意してください
※同意しないと
利用できません



7

右の画面になれば
設定完了です



8

スマートフォンの画面
では、右のアイコンで
表示されます
アプリ名は、
「ライフビジョン」
または
「Lifevision」です



令和5年
4月から

回 覧



があれば

地方税の

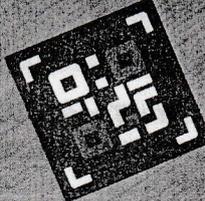
お支払が便利・簡単に!!

スマホやパソコンでもお支払が可能です!!

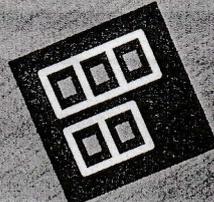
納付書に「^{エル}eLマーク」があれば
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



eLマーク



eL-QR



eL番号



24時間365日
いつでもどこでも支払可能



さまざまなお支払方法から
選択が可能

※各種スマホ決済アプリからお支払
は、各社のアプリでの手順になります。



利用できるスマホ決済アプリは
地方税お支払サイトでご確認
ください

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

詳しくはこちら

地方税お支払サイト

(利用者向けホームページ)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードは株式会社ウェブの登録商標です

よくあるご質問 Q & A

1

Q どのような支払方法が利用できますか？



A 地方税お支払サイトでは ●クレジットカード払い ●インターネットバンキング ●口座振替 等 を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。 ※口座振替は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。



2

Q 支払の前に何か準備は必要ですか？



A 特別な準備は必要ありません。お手元に納付書を用意して、地方税お支払サイトへアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。

3

Q どのような納付書が利用できますか？



A お手持ちの納付書に「eLマーク」の記載がある納付書が利用できます。 ※なお、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。



4

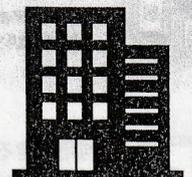
Q いつ利用できますか？



A 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。 ※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。 各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。 ※いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。

5

Q どのような税目で利用できますか？



A 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割で利用できます。その他税目については自治体により異なりますので、詳しくは納付書の送付元にお問合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト

検索

令和5年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

補助金
上限80万円

- 申請受付期間：令和5年5月22日（月）から
令和6年1月31日（水）まで【土日祝は除く】
- 申請受付場所：有田市役所3階 都市整備課 公共建築係
- 募集予定棟数：50棟程度

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上（市担当者の現地調査による） など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

まずは、現地調査から！

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係（市役所3階）

電話：0737-22-3619（直通）



◇ 補助金交付申請等の流れ ◇

申請者

有田市

1. 空き家現地調査依頼

空き家現地調査 (要立会・代理人可)

除却補助金対象外 (終了)

不良度の評点が60未満…

不良度の評点が60以上…

2. 認定申請

書類確認・内容審査

【提出書類】

- 空家認定申請書【様式第1号】
- 認定を受けようとする建築物の付近見取図
- 所有者を特定できる書類
 - ・ 登記事項証明書 (建物・土地・公団)
 - (登記が無い場合) 固定資産課税台帳登録事項証明書 (評価証明書)
 - ・ (必要に応じ) 戸籍謄本、住民票、抵当権利者の同意など
- その他

書類不備等により認められない…

★ 不認定通知書

審査の結果不良空家等に認定できる…

★ 認定通知書

3. 空家除却補助金交付申請

書類確認・内容審査

【提出書類】

- 空家除却補助金交付申請書【様式第4号】
- 除却工事実施計画書【様式第5号】
- 工事見積書 (明細) の写し
- 解体業者の建設業許可証又は解体工事業登録の届出の写し
建設業：土木工事業、建築工事業、解体工事業
- 補助対象空家の配置図・平面図
- 補助対象空家の外観写真
- 確約書【様式第6号】
- 除却工事施工同意書【様式第7号】 (所有者の同意書)
- 不良空家等認定通知書の写し
- 証明書 (空き家の期間を証明する者は自治会長又は近隣)
- 空家除却補助金代理受領利用予定届出書【様式第17号の2】 (代理受領を利用する場合)
- その他

書類不備等により申請が認められない…

★ 補助金不交付決定通知書

申請内容を確認し適正と認めた…

★ 補助金交付決定通知書

工事契約・工事着手

※ 工事着手前に『建築物除却届』、『建設リサイクル法の届出』の受付後の写しを市担当者に提出すること

除却工事完了

4. 工事完了報告・交付請求

書類確認・内容審査・現地確認

【提出書類】 (工事完了報告書の提出：令和6年2月29日まで)

- 空家除却補助金工事完了報告書【様式第14号】
 - 工事請負契約書の写し
 - 請求書及び明細書の写し、領収書の写し
 - 工事状況写真 (着工前・解体工事中・撤去後)
 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票の写し
 - 工事完了証明書【様式第15号】
 - 除却補助金交付請求書【様式第17号】
 - 空家除却補助金代理受領利用届出書【様式第17号の5】
 - 空家補助金代理受領利用委任状【様式第17号の6】
 - その他
- (代理受領を利用する場合)

書類確認・審査・現地確認完了後…

★ 補助金確定通知書

指定口座にお振込み

(約1ヵ月後)

令和5年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

回覧

有田市では、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内工事業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（75名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受付できませんのでご注意ください。

申請受付日時：6月11日（日）午前10時（受付番号のくじ引き）

申請受付場所：有田市役所 3階 第1・2・3会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。
午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。
※ 午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。

午前10時までに
受付場所へ入室

入室順に
着席

着席順に
くじ引き実施

くじ番号順に
再着席

くじ番号順に
申請受付

予算額に達した
時点で受付終了

- 令和4年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和5年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受付けます。（最大3件、受付期間：5月8日～5月26日）
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受付けしません。
- 受付当日に提出していただく申請書類につきましては、事前の確認もさせていただきます。
お気軽にお問い合わせください。
- 本補助制度は、予算額に達した時点で受付けは終了となりますので、ご了承ください。（受付初日で終了する場合があります。最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算に残額があれば、6月12日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受付けいたします。※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます。

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※ 所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和6年2月29日までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。
※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円です。（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です。)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ① 有田市高齢者居宅改修補助事業 (介護保険係)
- ② 有田市住宅耐震改修事業 (公共建築係)
- ③ 有田市移住推進空き家活用補助事業 (まちづくり係)
- ④ 有田市援農者宿舎改修費補助事業 (みかん農政係)
- ⑤ その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

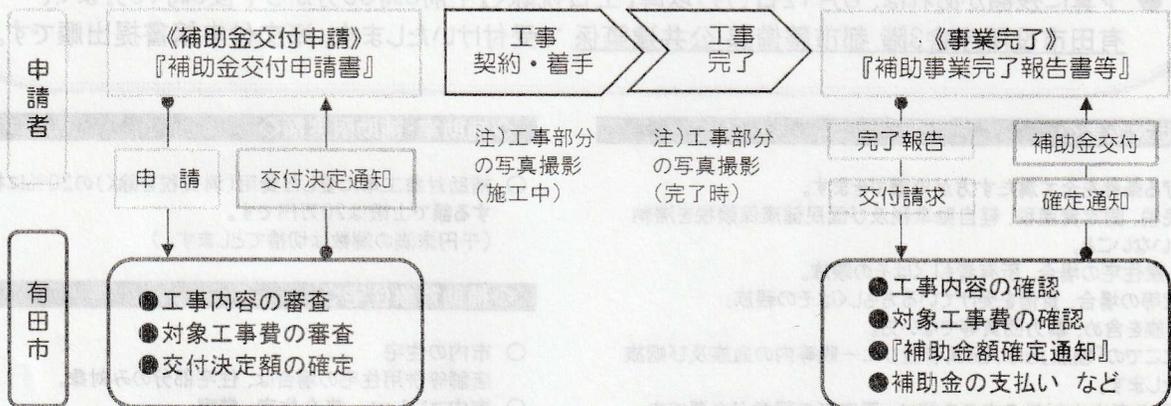
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象
対象 リフォーム等の内容

○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい。
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい。
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合せ先>

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住 所：有田市箕島50番地

電話番号：0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。

